

令和4年度補正予算
食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト
のうち
食料安全保障強化に資する新品種開発

公募要領

公募期間

令和5年1月25日 ～ 令和5年2月22日

生物系特定産業技術研究支援センター



<目次>

1 食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクトのうち食料安全保障強化に資する新品種開発について	1
(1) 背景と目的	1
(2) 本事業の概要	1
2 各公募分野の要件等	1
(1) 公募要件等	1
3 応募要件等	6
(1) 応募者の要件	6
(2) 研究グループの要件	8
(3) 研究管理運営機関を設置できる要件	9
(4) 協力機関	10
4 応募手続	10
(1) 応募方法	10
(2) 受付期間	11
(3) 応募書類	11
(4) 応募手続に関する注意事項	12
5 応募に当たっての注意事項	12
(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除	12
(2) 研究倫理に関する対応	14
(3) 個人情報の取扱い	14
(4) 農研機構に所属する研究機関が参画する場合の支出	15
6 審査及び採択課題の決定	15
(1) 審査の方法及び手順	15
(2) 審査基準	16
(3) 加点要素	16
(4) 採択課題の通知・公表	16
(5) 審査等に関する留意事項	16
(6) 公募から委託契約までの流れ（予定）	17
7 委託契約の締結	17
(1) 委託契約の締結	17
(2) 委託期間	17
(3) 翌年度以降の取扱い	17
8 委託契約上支払対象となる経費	17
(1) 直接経費	18
(2) 間接経費	18
(3) 一般管理費（研究管理運営機関に限る）	18
9 研究成果の評価等	19
(1) 研究成果報告書	19
(2) 研究成果の評価等	20
(3) 運営管理委員会による指導	20
(4) 進行管理チームによる管理	20
(5) 追跡調査	20
10 研究成果の取扱い	20
(1) 研究成果の発表等	20
(2) 知的財産マネジメント	21
(3) 研究成果に係る知的財産権の帰属	21

(4)	知的財産権の報告や申請	22
(5)	知的財産権以外の研究成果の取扱い	22
(6)	研究成果の管理	22
(7)	研究成果に係る秘密の保持	23
(8)	農業者等が参画する場合の農業者等に関する情報の取扱い	23
1 1	本事業の運営管理体制	23
(1)	運営管理委員会	23
(2)	評議委員会	23
(3)	進行管理チーム	23
1 2	研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等	24
(1)	研究費の不正使用等への対応について	24
(2)	不正使用等が行われた場合の措置	24
(3)	虚偽の申請に対する対応	26
(4)	研究活動における不正行為への対応について	26
(5)	不正行為が行われた場合の措置	27
(6)	指名停止を受けた場合の取扱い	28
(7)	不正使用等及び不正行為防止のための取組について	28
1 3	情報管理の適正化	29
(1)	本事業の実施体制	29
(2)	情報保全	29
(3)	応募者に要求される事項	30
1 4	委託業務の実施に当たっての留意事項	30
(1)	購入機器等の帰属及び管理	30
(2)	委託試験研究実施の過程で発生した収入の取扱いについて	30
(3)	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	31
(4)	動物実験等に関する対応	32
(5)	海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応	32
(6)	ロボット技術・ICT等の活用	32
(7)	小型無人航空機（ドローン等）の活用	32
(8)	農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて	33
(9)	データマネジメントに関する対応	33
(10)	若手研究者の自発的な研究活動の支援	34
(11)	エフォート管理の統一	34
(12)	複数の研究費制度による共用設備の購入（合算使用）	35
(13)	競争的研究費の直接経費から研究代表者等（P I）の人件費の支出	35
(14)	競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）	36
(15)	競争的研究費におけるR A経費等の適正な支出の促進について	36
1 5	その他の留意事項	37
(1)	researchmap への業績情報の登録	37
(2)	「国民との科学・技術対話」の推進	37
(3)	SBIR 制度	37
(4)	その他	37
1 6	問合せ先	38

別紙 1 (応募様式) 研究課題提案書式

別紙 2 審査基準

別紙 3 契約等の手続きについて

別紙 4 府省共通経費取扱区分表

別紙 5 AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト

別紙 6 データマネジメントに係る基本方針

別紙 7 研究費の適切な使用に向けた決意表明

別紙 8 調達における情報セキュリティ基準

別紙 9 調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

別紙 3 (別添) コンソーシアム設立方式ひな形

- ・ コンソーシアム規約・事務・会計・知的財産権取扱の各規程 (規約方式)
- ・ コンソーシアム参加契約書 (規約方式)
- ・ コンソーシアム規約同意書 (規約方式)
- ・ 共同研究機関協定書 (協定書方式)
- ・ 知財合意書

1 食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクトのうち食料安全保障強化に資する新品種開発について

(1) 背景と目的

食料品の安定供給・国産化の推進に向けて、高い生産性を確保しつつ持続的な生産を確保する必要があります。

このため、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）では、「食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクトのうち食料安全保障強化に資する新品種開発」（令和4年度補正予算）を執行するため、多収性、肥料利用効率向上、病虫害抵抗性、環境負荷低減等の生産性向上と持続的な生産を両立させるために必要な形質を持つ革新的な品種の開発について公募を実施します。

(2) 本事業の概要

食料品の安定供給・国産化の推進に向けて、高い生産性を確保しつつ持続的な生産を確保するために、多収性、肥料利用効率向上、病虫害抵抗性、環境負荷低減等の生産性向上と持続的な生産を両立させるために必要な形質を持つ革新的な品種を作物毎に作出します。

なお、本事業は、自然科学系の研究・技術の開発を主体的に行う研究課題を対象としており、以下のような研究課題は応募の対象とはなりません。仮にこのような研究課題が応募された場合は、審査の対象から除外されることとなりますのでご注意ください。

- ・社会科学系研究を主として行う研究課題
- ・農林水産業・食品産業の発展に寄与しない研究課題
- ・林業、水産業の研究課題

2 各公募分野の要件等

本公募では、食料安全保障強化に資する新品種開発について研究課題の提案を募集します。

応募者は、提案する研究課題がいずれの研究開発分野に該当するのかを確認した上で、応募してください。

応募に当たっては、その研究課題が政策課題や社会ニーズの解決にどのように資するか、そしてそれに至るロードマップも示していただきます。

なお、公募分野ごとに達成目標が複数ありますが、全ての達成目標に対して提案をしてください。一部の達成目標に対してのみの提案は審査対象といたしません。

(1) 公募要件等

①公募分野と研究費の上限及び研究実施期間等

ア) 公募分野

公募分野	具体的研究内容
①国内向け BNI 強化コムギの開発	(研究内容) BNI 強化コムギ品種の育成に不可欠な、根から土壌に

	放出される硝化抑制機能（BNI 能）の迅速評価を可能とする技術を開発するとともに、BNI 強化コムギの親系統の選抜を実施することで、我が国で栽培されるコムギへの BNI 能の導入の加速化を目指す。 （達成目標） 令和 7 年度までに、 1. 栽培条件下での直接採取サンプルを用いた BNI 能の迅速評価技術を開発。 2. コムギ育種過程での BNI 能評価体系の標準化を実施。 3. 国内で現在生産されている主要なコムギへの BNI 能の導入を目指した BNI 強化コムギの系統を 1 つ以上開発。
②国内生産力の強化を図るための穀物等品種の開発	（研究内容） 国際的な穀物価格の高騰や環境変動等により、食料安全保障上のリスクが高まっている。これに対応するため、輸入依存度が高いムギ類やダイズ、小麦粉の代替として国内生産の拡大余地が大きい米粉、カロリー供給量が多いカンショ及びバレイショについて、収量性向上、病虫害抵抗性、加工適性等の強化により国内生産を拡大するための品種の開発を目指す。 （達成目標） 令和 7 年度までに、 1. 穂発芽耐性や高い病虫害抵抗性を有するコムギについて品種候補を 1 つ以上開発。 2. 米粉パンや米粉麺への加工適性や製粉性に優れ、東北地域以北に普及可能な極多収の品種候補を各用途 1 つ以上、関東・北陸以南に普及可能で病虫害抵抗性が優れた極多収な品種候補を 1 つ以上開発。 3. 加工適性と海外品種由来の収量性を併せ持つ極多収ダイズについて品種候補を 1 つ以上、病虫害抵抗性を複合的に有する多収ダイズ品種については品種候補を 1 つ以上開発。

	4. ジャガイモシストセンチュウ等の複合病虫害抵抗性を有するバレイショについて品種候補を1つ以上開発。用途に適したサツマイモ基腐病抵抗性を有したカンショについて品種候補を1つ以上開発。 5. 家畜の嗜好性に優れオオムギ縞萎縮病抵抗性を有する青刈り用二条大麦の品種候補を1つ以上開発。
③国内生産力の強化を図るための飼料作物品種の開発	(研究内容) 国際的に飼料価格が高騰する中、国内においては近年の温暖化の進展に伴う病虫害被害等が顕在化しており、飼料作物の収量や品質の不安定化を引き起こしている。これら食料安全保障上のリスク要因解決のため、環境適応性や病虫害抵抗性等に優れる飼料作物品種の開発を目指す。 (達成目標) 令和7年度までに、 1. 飼料用トウモロコシについて、赤かび病抵抗性や耐湿性、耐倒伏性等の複数形質に優れる品種候補を2つ以上開発。 2. 牧草について、環境適応性(越夏性や越冬性)や病虫害抵抗性、耐倒伏性等の複数形質に優れる品種候補を3つ以上開発。
④国内生産力の強化を図るための野菜品種の開発	(研究内容) 野菜類は、他作物と比較して比較的自給率が高いものの、一部品目では加工業務用途を中心に輸入依存度が高い。また、果菜類を中心とした施設園芸では化学肥料(液肥)の使用量が多く、堆肥等の有機質資材代替も困難である。さらに、昨今の気候変動により多くの品目で病虫害被害の拡大が懸念されている。これら食料安全保障上のリスク要因解決のため、野菜類において多収性、低窒素要求性及び病虫害抵抗性などの点で優れる品種の開発を目指す。 (達成目標) 令和7年度までに、

	1. タマネギ、ブロッコリー等の輸入量の多い主要野菜1品目以上について、国産代替を可能にする多収性品種候補を1つ以上開発。 2. トマト、ピーマン等の果菜類1品目以上について、施肥量削減を可能にする低窒素要求性品種候補を1つ以上開発。 3. アブラナ科、ナス科、ネギ属等、科・属の異なる主要野菜3品目以上について、病虫害抵抗性品種候補を合計3つ以上開発。
⑤国内生産力の強化を図るための果樹・茶品種の開発	(研究内容) 労働力減少により主要果樹や茶の栽培面積及び生産量は緩やかな減少傾向がみられる中、生産基盤の維持・増強を図るため、農薬使用低減や化学肥料利用低減に資する品種の開発を目指す。 (達成目標) 令和7年度までに、 1. リンゴについて農薬使用量の低減がしやすく省力生産が可能となる品種候補を1つ以上開発。 2. カンキツ及びナシについて省農薬栽培が可能となる病害抵抗性を有す品種候補を各1つ以上開発。 3. チャについて省農薬栽培が可能となる主要病害である炭疽病及び輪斑病複合抵抗性を有し、かつ化学肥料利用低減に資する品種候補を1つ以上開発。

イ) 研究費の上限及び研究実施期間

公募分野	研究費の上限額 (※)	研究実施期間
①国内向けBNI強化コムギの開発	177,000千円以内/3年	3年以内
②国内生産力の強化を図るための穀物等品種の開発	300,000千円以内/3年	3年以内
③国内生産力の強化を図るための飼料作物品種の開発	75,000千円以内/3年	3年以内
④国内生産力の強化を図るための野菜品種の開発	129,000千円以内/3年	3年以内
⑤国内生産力の強化を図るための果樹・茶品種の開発	80,000千円以内/3年	3年以内

(※) 間接経費を含めた上限額となります。

② 公募する研究の実施期限

契約締結時から令和8年3月末までとします。

なお、当初の計画目標に照らして著しく進捗の悪い試験研究計画、十分な成果達成が見込めない試験研究計画、試験研究計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究項目等については、委託試験研究の実施期間の途中であっても試験研究計画全体又は試験研究計画の一部を中断していただく場合があります。

③ 応募書類（研究課題提案書）等

応募書類（研究課題提案書）は生研支援センターのウェブサイトよりダウンロードしてください。（ウェブサイト：<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/hinsyukaihatsu/offering/koubo/2023.html>）

応募書類は以下から構成されております。

様式1	研究計画調書	【必須】
様式2	研究課題内容	【必須】
別記様式1-1	研究課題概要図	【必須】
別記様式1-2	共同研究グループの構成	【必須】
別記様式1-3	研究課題の構成及び年度目標（令和4年度細部研究計画）	【必須】
別記様式1-4	研究課題の構成及び年度目標（各年度）	【必須】
別記様式2	参画機関の知的財産への取得状況等	【必須】
別記様式3	情報管理実施体制について	【必須】
別記様式4	研究管理運営機関を活用する理由書	【該当研究課題のみ】
別記様式5	研究支援者の情報等	【該当研究課題のみ】
別記様式6	農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン	【該当研究課題のみ】
別記様式7	データマネジメント企画書	【該当研究課題のみ】
別記様式8	研究活動の不正行為防止のための対応	【必須】

応募書類の作成に当たっては、応募書類に青文字で記載している「記載事例及び留意事項」を必ず御一読ください。

④ ガイドラインの実施

研究機関には、契約後、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく「ガイドラインの実施状況」を提出していただきます。「ガイドラインの実施状況」の提出ができない機関は、共同研究機関として応募することができません。詳細は、「12 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等（1）研究費の不正使用等への対応について」をご参照ください。

また、「ガイドライン実施状況」の提出になじまない機関（※）が、コンソーシアムに参画する場合は、「共同研究機関」ではなく「普及・実用化支援機関」として応募してください。

なお、委託契約後に「ガイドラインの実施状況」の提出がない研究機関を含む研究グループとは、次年度以降契約を行いません。

※「ガイドライン実施状況」の提出になじまない機関（提出対象外）とは以下の研究を実施しない機関をいう。

普及・実用化支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普及を担う普及組織や生産者（団体）、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）

3 応募要件等

（1）応募者の要件

応募者（研究グループの代表機関。以下同じ。）は、以下①から⑦までのすべての要件を満たす必要があります。なお、単独機関での応募は認めません。

- ① 民間企業、生産者（もしくは団体）（※1）、国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体（都道府県、市町村、公設試験研究機関及び地方独立行政法人）、一般又は公益法人、金融機関、NPO 法人、大学（及び大学共同利用機関）、高等専門学校、協同組合等の法人格を有する研究機関等（※2）であること。

（※1）本事業における生産者の定義は、以下のいずれかもしくは複数に該当する者としします。

○農業を営む法人

○農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の認定を受けた認定農業者

○集落営農組織や生産者組織等、専ら生産活動のために、農業を営む者が構成員となっている任意団体（必要な規約を準備する必要があります。）

○コントラクター等農作業を受託して実施することを主な営利業務としている法人

○データを活用したスマート農業に積極的に取り組もうとする農業者

（※2）研究機関等とは、国内に設置された機関であり、法人格を有する者

- ② 研究実施に必要な体制及び能力を有することとして以下の要件を満たす機関（研究機関等）であること。

ア 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有する

イ 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施するため、研究実施計画の企画立案、実施、進行管理、成果管理等を統括する者（以下「研究代表者」という。）及び経理責任者を設置している

ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する

エ 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）を有する

オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有する

カ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する

※ 研究機関等には、契約後、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく「ガイドラインの実施状況」を提出していただきます。「ガイドラインの実施状況」の提出ができない機関は、研究機関として応募することができません。詳細は、「12 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等（1）研究費の不正使用等への対応について」をご参照ください。

なお、委託契約後に「ガイドラインの実施状況」の提出がない研究機関を含む研究グループとは、次年度以降契約を行いません。

- ③ 応募前に、事務担当者説明会動画（2022 年度版）（※1）を視聴していること。
また、委託契約締結までに研究倫理教育（※2）を実施し、契約締結の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出すること。（研究倫理教育を実施していない研究機関は、委託業務への参加は不可。）

（※1）動画は下記ウェブサイトの「事務担当者説明資料・Q&A」に掲載しています。

http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html#yoshiki5

（※2）研究倫理教育は、日本学術振興会（JSPS）の eL CoRE や研究機関独自教材等で実施してください。（eL CoRE : <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>）

- ・ eL CoRE の場合は受講証明書が発行されるので、保管をしてください。
- ・ 研究機関独自教材等の場合は、各研究機関において、受講したことが証明できるようにしてください。

- ④ 令和4・5・6年農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。

提案書提出時に競争参加資格のない者も応募可能ですが、委託契約（令和5年4月頃を予定）までに競争参加資格を取得してください。資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。契約までに資格が取得できなかった場合は、採択を取り消します。

（参考）統一資格審査申請・調達情報検索サイト

<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

- ⑤ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。

- ⑥ 日本国内を拠点として研究を実施できること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑦ 本事業に関わる者に関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
- ⑧ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

(2) 研究グループの要件

委託事業は直接採択方式であり、公募研究課題の一部又は全部を、受託者（代表機関及び研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。）が他の研究機関等に再委託することはできません。

以下のすべての要件を満たすとともに、それぞれの分担関係を明確にしてください。また、応募は代表機関から行ってください。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画するすべての機関が同意していること。
- ② 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、研究グループとして以下のいずれかが可能であること。なお、採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関の変更等重大な変更があった場合には、採択を取り消します。また、委託予定先に採択された場合、速やかにコンソーシアム設立規約等の必要書類を提出できるよう、コンソーシアム設立の準備をお願いします。
 - ア 実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）
 - イ 研究参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）
 - ウ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）
- ③ 応募者に所属する研究者の中から次の要件を満たす研究代表者を選定すること。なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究代表者になることを避けてください。
 - ア 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること
 - イ 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
 - ウ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること
- ④ 研究グループに参画する共同研究機関は、以下の能力・体制を有していること。
 - ア 国内に設置された研究機関等であること。
 - イ 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有すること。
 - ウ 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有すること。
- ⑤ 研究グループに参画する普及・実用化支援機関は、以下の能力・体制を有していること。
 - ア 国内に活動拠点を持つこと。
 - イ 当該研究の遂行に当たり、研究成果の生産現場への迅速な普及等を実施できる

能力・体制を有すること。

ウ 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有すること。

※ 共同研究機関にも、契約後、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく「ガイドラインの実施状況」を提出していただきます。「ガイドラインの実施状況」の提出ができない機関は、共同研究機関として応募することができません。詳細は、「12 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等（1）研究費の不正使用等への対応について」をご参照ください。

また、「ガイドライン実施状況」の提出になじまない機関（※）が、コンソーシアムに参画する場合は、「共同研究機関」ではなく「普及・実用化支援機関」として応募してください。

なお、委託契約後に「ガイドラインの実施状況」の提出がない共同研究機関を含む研究グループとは、次年度以降契約を行いません。

※ 「ガイドライン実施状況」の提出になじまない機関（提出対象外）とは以下の研究を実施しない機関をいう。

普及・実用化支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普及を担う普及組織や生産者（団体）、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）

（３）研究管理運営機関を設置できる要件

生研支援センターが必要と認めた場合に限り、研究代表者が所属する応募者とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとします。

[研究管理運営機関を設置できる例]

- ・地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究代表者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合
- ・研究代表者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画しており、生研支援センターとの委託契約の実績がほとんどないため、委託契約の締結が著しく遅延すると認められる場合

研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、「3 応募要件等」の（１）②の要件を準用します。

また、研究の管理運営だけを行う機関が、研究管理運営機関となる場合は、「3 応募要件等」の（１）②のイ（経理責任者の設置の部分に限る）からカまでを準用するとともに、次の要件を追加します。

キ 研究代表者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。

ク 原則、生研支援センターとの委託契約の実績を有し、委託契約手続をスムー

ズに行うことができる能力・体制を有すること。

なお、研究管理運営機関の設置は特例措置であることから、これを希望する場合は、研究管理運営機関を活用する理由を提案書様式別添に記載していただくとともに、応募者の経理責任者の承認を必要とします。

（４）協力機関

協力機関とは、研究課題を遂行する上で協力が必要な第三者です。協力機関は、研究グループの構成員とは異なるため、以下の取扱いとなります。

- ① 協力機関は研究費の配分を直接受けることはできません。必要な経費は代表機関又は構成員から外注、依頼出張、謝金等の形で支払われます。
- ② 研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。

ただし、構成員が協力機関を共同出願人に加える理由を明らかにし、これを生研支援センターが認め、構成員と協力機関との間で委託契約書に規定した守秘義務と知的財産権の取扱いを遵守すること等が規定された共同出願契約書が締結され、同契約書により研究グループ内において当該共同出願について同意が得られている場合に限り、構成員と協力機関が知的財産を共有することを認めます。

- ③ 協力機関は研究課題の当事者ではないため、当該研究課題の成果について、協力機関単独での発表（公表）は認められません。ただし、代表機関を含む構成員がその理由を明らかにした上で、構成員と協力機関とが共同して発表することは認められます。
- ④ 協力機関は生研支援センターと研究グループとの委託契約の対象外であり、守秘義務の対象となっておりません。しかし、協力機関は委託先の研究グループが運営する検討会等への参加により、研究の目的、内容及び成果を知り得る立場にあります。成果等が漏洩することがないように、研究グループごとに定める協定書又は知財合意書等に守秘義務をあらかじめ規定しておく必要があります。

4 応募手続

（１）応募方法

応募に当たっては、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。<https://www.e-rad.go.jp/>（別添参照））を使用し、研究代表者が研究グループの研究内容を取りまとめ、応募してください。

e-Rad を利用するためには、研究機関及び研究者全員の情報の登録が必要となります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお尋ねください。）

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報（注）の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんので御注意ください。（※毎年、事務代表者の承認を忘れて応募されない事案が散見されるので注意して下さい）

その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad のポータルサイト

を参照してください。

(注) e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等 (Web 入力) と、生研支援センターが定めた提案書様式に必要事項を記載した内容や必要な添付書類 (1 ファイルとしてアップロード) の内容を総称して「応募情報」といいます。

【e-Rad で応募する際の注意事項】

- i) e-Rad の使用に当たっては、研究機関の登録と、研究者情報の登録が必要となります。登録には日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。
- ii) e-Rad による応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と応募書類の添付が必要です。
- iii) 応募書類は e-Rad にアップロードしていただきますが、アップロードできるファイルは PDF 形式で 1 ファイル (最大 30MB) ですので御注意ください。
- iv) PDF ファイルには、パスワードを設定せず、また、文字化け等がないか必ず事前にご確認ください。
- v) e-Rad での申請情報の提出には、所属機関の事務代表者による応募情報の承認を受ける必要があります。承認がない場合は応募情報が提出されませんので、忘れずに手続きしてください。

(2) 受付期間

本事業への応募期間は、令和 5 年 1 月 25 日 (水) ～ 2 月 22 日 (木) 12:00 までとします。システムの利用可能時間帯は、平日、休日ともに 0:00～24:00 です。

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

(3) 応募書類

- ① 応募書類の作成に当たっては、本公募要領に従い、別紙 1 の提案書様式にご記入ください。
- ② 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和 4 年法律第 37 号) に基づく計画 (環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業実施計画、基盤確立事業実施計画) の認定を受けている場合は、認定証の写しなど認定状況の分かる資料を提出してください。また、申請中の場合は、申請書類の写しを提出してください。
- ③ 応募書類は日本語で作成してください。
- ④ 提案書様式等は生研支援センターのウェブサイトよりダウンロードしてください。
- ⑤ 提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う評議委員にも守秘義務を課しています。
- ⑥ 応募書類は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された研究課題に係る

書類については、生研支援センターが実施する研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査等でも使用場合があります。

- ⑦ 不採択となった研究課題に係る応募書類については、生研支援センターにおいて破棄します。なお、ご提出いただいた応募書類は返却しません。

（４）応募手続に関する注意事項

- ① 本事業の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- ② 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- ③ e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ又は電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ④ 提出された応募書類が応募要件を満たしていない場合、又は、応募書類に不備がある場合は、審査を受けることができません。
- ⑤ 応募受付期間終了後の応募情報ファイルの修正には応じられません。
- ⑥ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑦ 次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
 - i) 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
 - ii) 提案書に虚偽が認められた場合
- ⑧ 研究費は可能な限り精査した額を計上してください。過大な積算を行っている研究課題については、審査上マイナスとなることがあります。
- ⑨ 採択研究課題決定の際は、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付されることがあります。

５ 応募に当たっての注意事項

（１）不合理な重複及び過度の集中の排除

提案書や e-Rad 及び他府省からの情報等により、「不合理な重複」（注１）又は「過度の集中」（注２）が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

（注１）不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の試験研究計画の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

（注２）過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）

に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該試験研究計画に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

① e-Rad を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。また、「不合理な重複」及び「過度の集中」があった場合には、採択しないことがあります。

② 応募時に、研究代表者・研究分担者等について、国外も含めて現在の全ての他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や e-Rad に記載してください。

なお、応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

③ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみ、以下のとおり扱います。

- a) 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみの提出を求めます。
- b) ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることが可能です。なお、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- c) 今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について照会を行うことがあります。所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることもあります。その際も守秘義務を負っている者のみ

で共有が行われます。

④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報については、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分することがあります。

⑤ 当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑥ 我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月２７日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。なお、各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて照会を行うことがあります。

（２）研究倫理に関する対応

研究代表者は、応募前に研究倫理教育の研修用ビデオを視聴してください。また、応募に当たり、「研究倫理に関する誓約書」（提案書別記様式８）を提出してください。

（詳しくは、「１２ 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等」の（７）を参照ください）。

なお、採択された場合は、代表機関、共同研究機関及び普及・実用化支援機関は、本事業の研究活動に関わるすべての者を対象に、研究倫理教育に関するe-ラーニングを受講するなど研究倫理教育を実施し、契約締結までに「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出する必要があります。詳しくは、「１２ 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等」の（４）を参照ください。

（３）個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、法令等に基づく場合の提供を除き、採択課題の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択に係る個人情報を除き、すべて

全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。詳しくは、下記（※１）を参照してください。

また、本法を遵守した上で、研究費の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（試験研究計画名、研究概要、研究者名、研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択された研究課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、e-Rad を経由して、内閣府の「政府研究開発データベース（※２）」へ提供されます。

（※１）<https://www.ppc.go.jp/>

（※２）政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

（４）農研機構に所属する研究機関が参画する場合の支出

研究グループの構成員に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の研究機関が参画する場合、当該研究機関に係る研究予算については別途予算措置をする予定です。このため、生研支援センターから当該研究機関に対し、本事業に係る委託費は、原則として支出しません。

6 審査及び採択課題の決定

（１）審査の方法及び手順

書類審査及び面接審査を経て採択研究課題を決定します。

なお、面接審査の資料（パワーポイント 10 枚程度）は書類審査終了後に提出をお願いすることになりますが、生研支援センターより提出依頼の連絡がありましたら、速やかに提出出来るようにあらかじめ準備をお願いいたします。

① 書類審査

提案された書類をもとに、本事業の趣旨に鑑みて別に定める審査実施要領に基づき、評議委員会による審査を行い、面接審査の対象となる研究課題を選定します。なお、書類審査結果は公表しません。

② 面接審査

①で選定された研究課題について評議委員会による面接審査を行い、採択候補となる研究課題を選定します。

③ 採択課題の決定

採択候補となった研究課題のうち、農林水産省に設置する本事業に係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）において採択課題として決定されたものについて、当該研究課題の応募者を委託予定先とします。

採択課題の決定に当たっては、全体の予算額及び応募課題の予算額を考慮して決定されます。

審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。また、採択にあたっては、研究機関の財務状況を勘案する場合があります。

なお、審査は非公開で行われ、審査の経過や内容等の照会には応じられませんので、御了承ください。

（２）審査基準

課題の選定に関する審査基準は別紙２のとおりです。

（３）加点要素

ポイント加算による優遇措置

環境負荷低減事業活動の促進等

コンソーシアムの構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第３７号）に基づく計画（環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画）のいずれかの認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合は、審査の評価点にポイント加算することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません）。

（４）採択課題の通知・公表

審査結果については、e-Rad による提案時に付与される課題 ID を生研支援センターのウェブサイトに掲載することで速やかに公表する予定です。不採択となった提案については、不採択理由等を後日お知らせします。

（５）審査等に関する留意事項

- ・ 応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。
- ・ 委託予定先に採択された場合、速やかに試験研究計画書やコンソーシアム設立規約等、必要な書類を作成し、提出していただきます。提出していただいた資料を基に、契約締結の可否を決定します。
- ・ 委託予定先に対し、必要に応じて、採択に当たっての条件、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。条件、留意事項については、試験研究計画に反映して提出していただきます。条件が満たされない場合、留意事項の全部又は一部が実行できないと判断したときは、委託先としません。

(6) 公募から委託契約までの流れ（予定）

令和5年1月25日（水）	公募要領の公表・公示
2月22日（月）12時	公募受付締切
3月上旬～3月中旬	書類及び面接審査
3月下旬	採択予定先の決定・公表
4月以降	委託契約の締結

（注）スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。
生研支援センターのウェブサイトで随時お知らせいたします。

7 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

生研支援センターは、決定された採択課題の応募者（代表機関）と委託契約を締結します（詳しくは別紙3参照）。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託契約先である代表機関について、特段の事情の変化があり委託契約の締結が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を研究グループ構成員のいずれかに変更する場合があります。

また、採択通知に条件が付されている場合に、採択課題決定後に新たに作成する試験研究計画書及び委託試験研究実施計画書が当該条件を満たしていない場合は、契約は締結されません。

その他、契約時に、財務諸表等の提出を求めることがあります。

(2) 委託期間

本事業の委託期間については、採択後に新たに作成する委託試験研究実施計画書を生研支援センターへ提出した日から、最大2ヶ月前の日（委託試験研究実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日か令和5年4月1日のいずれか遅い日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、すなわち、委託契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する試験研究に係る経費を、委託費として計上することを可能とします。

この場合、採択通知に条件や留意事項が付されている場合はこの条件に合致した研究内容に基づく経費であることが前提であり、仮に契約締結に至らなかった場合は、受託機関の自己負担となりますので、ご注意ください。

(3) 翌年度以降の取扱い

「9 研究成果の評価等」の（4）の評価を踏まえ、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度以降、委託費の削減、参加研究機関の縮減、課題の打ち切り等を行います。

8 委託契約上支払対象となる経費

研究機関等は、生研支援センターからの委託費として、直接経費及び間接経費を計上す

ることができます。ただし、研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費は計上できず、代わりに一般管理費を計上することができます。経費の詳細については、別紙4「府省共通経費取扱区分表」をご確認ください。

(1) 直接経費

研究の遂行、研究成果の取りまとめ、国民との科学・技術対話及び普及支援に直接必要とする下記の経費を計上することができます。

- ① 物品費（設備備品費、消耗品費）
- ② 人件費・謝金
- ③ 旅費
- ④ その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、消費税等相当額）

直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。

なお、研究目的に合致しない経費、建物等施設の建設や改修等に関する経費などは、委託費に計上することはできませんのでご注意ください。

(2) 間接経費

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費の30%に相当する額を上限として計上できます。

※ 間接経費については「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf）をご確認ください。

(3) 一般管理費（研究管理運営機関に限る）

研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費は計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。一般管理費は間接経費と異なり、委託業務に必要な管理経費（（1）の直接経費以外）に限定しています。当該業務を遂行する上で必要となる直接経費以外の事務費、事務補助員賃金、光熱水料、燃料費、通信運搬費等の経費です。特に、光熱水料、燃料費等の計上に当たっては、明確な根拠を示していただくか、合理的な按分方法で算出することが必要です。一般管理費は、研究管理運営機関における直接経費総額の15%を上回らない範囲で必要額の計上が認められます。

（委託費計上にあたっての留意事項）

- ※1 （1）の直接経費に計上できるものは、試験研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合はご注意ください。
- ※2 人件費及び賃金は本事業に直接従事した時間数等により算出されることにな

りますので、委託事業に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分な勤務実態の管理を行ってください（エフォート管理適用者を除く）。

なお、国及び地方公共団体からの交付金等で職員の人件費等を負担している法人については、職員の人件費は認められません（P I 人件費適用者を除く）。

※3 旅費については、直接本事業に係るもののみとし、学会への単なる情報収集の出張は認められません。出張内容と試験研究計画の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管してください。

※4 外国旅費及び外国から研究者を招へいするための旅費や滞在費等の経費の支出は原則認められません。これらが不可欠な場合には、その必要性や出張先を各テーマの「提案書様式」の「様式2の2.（2）研究項目ごとの研究内容」に具体的に記載してください。

※5 園芸施設や畜舎など、一般的な建物や構築物の取得は認められません。

※6 設備備品を導入する際には、購入、リース、レンタル等の手段から、経済性等を勘案して最適なものを選択してください。選択の理由や設備備品の見積書（価格の比較が可能な資料）については、生研支援センターからの求めに応じて提出できるよう整理・保存してください。なお、採択決定後に作成する試験研究計画書における「物品導入計画」に記載がないものの購入は認められません。さらに、パソコン、デジカメ又はその周辺機器など汎用性の高い事務機器等の購入は、原則として認められませんが、本事業でのみ使用することを前提に、理由書の事前提出により本事業遂行に必要と生研支援センターが認めた場合に限り計上可能です。

※7 汎用性の高い消耗品（パソコン、デジカメ又はその周辺機器など汎用性の高い事務機器、コピー用紙、トナー、USBメモリ、HDD、WindowsなどのOS、フラットファイル、文房具、作業着、食品用ラップ、辞書、定期刊行物等）については、原則として計上は認められませんが、本事業のみに使用することを前提に、当該年度で使用する最低限の必要数については認められます。必要性や購入数について、生研支援センターからの求めに応じて説明できるよう、理由書等の準備が必要になります。

※8 特許等の本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費）については、間接経費での支出が可能です。ただし、登録、維持に関わる費用は受託者負担となります。

9 研究成果の評価等

（1）研究成果報告書

受託者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、生研支援センターに提出するとともに、研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告していただきます。

また、受託者は、委託費の使用実績を取りまとめた実績報告書を、委託期間中、毎年度末及び研究終了時に生研支援センターに提出していただきます。ただし、年度末まで

の研究期間確保のため、毎年度、委託業務完了後、速やかに成果物として委託業務完了届を生研支援センターに提出することで実績報告書の提出期限を委託期間終了後、61 日以内まで可能とします。

（２）研究成果の評価等

生研支援センターは、別途作成する評価要領等に基づき、2 年目及び最終年に研究成果の評価を実施します。研究課題の評価は、評議委員会が行います。受託者は、試験研究成果の評価に必要な資料の作成等をお願いいたします。

（３）運営管理委員会による指導

運営管理委員会は、設置要領に基づき、評議委員会の評価結果等に基づく指導を実施します。

生研支援センターは、運営管理委員会の指導を踏まえ、次年度の運営管理に反映します。

（４）進行管理チームによる管理

運営管理委員会は進行管理チーム（詳しくは 1 1 を参照。）を配置し、各研究課題の日常的な研究進捗状況の把握を行うとともに、運営管理委員会の下で評議委員会の評価等に基づき研究代表者への助言・指導を行います。

（５）追跡調査

本事業で得られた研究成果の活用状況（実用化に向けた研究の実施状況）等について、原則として、本事業終了から 2 年後及び 5 年後に追跡調査（アンケート調査や面接調査等）を実施する予定です。受託者におかれましては、本調査のご協力の方お願いいたします。

10 研究成果の取扱い

（１）研究成果の発表等

① 受託者は、本事業の実施中、本事業に係る内容や成果の公表（学会発表、論文発表、メディア（新聞、テレビ等）発表、シンポジウム発表、パンフレット作成、試作品提供等）に当たっては、「広報様式 1 研究実施内容発表事前（事後）通知書」により、事前に生研支援センターに報告してください。

② 公表に当たっては、本事業に係る活動又は成果であることを明記してください。

なお、論文の謝辞や論文投稿時においては、「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について（令和 2 年 1 月 14 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、本事業の体系的番号を記載していただきます。

本事業の体系的番号は、<https://www.nistep.go.jp/archives/53002> に掲載される予定です。

③ 本事業終了後においても、研究成果を公表するときは、事前に「広報様式 1 研究実施内容等発表事前（事後）通知書」を生研支援センターに提出していただきます（事業終了後 5 年間程度）。

- ④ 本事業の研究成果について、生研支援センターは、研究成果発表会や冊子等により公表することがあります。その際、受託者に協力を求めることがありますのでご承知おきください。

（２）知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」（令和４年１２月農林水産技術会議改訂）に基づき、研究の開始段階から研究成果を知的財産として適切に創造・保護・活用していくマネジメントに取り組むことが求められます。研究開始時には、研究コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について合意を得て、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（以下「知財合意書」という。）を作成の上、生研支援センターへ報告していただきます。また、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化や、実施許諾等に係る方針（以下「知的財産の取扱方針」という。）を作成の上、生研支援センターに提出していただきます。その際、研究コンソーシアム内から得られた知的財産は、研究コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。

また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、知財運営委員会や研究の進行管理のために設置する研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化や、実施許諾等に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

なお、知財合意書及び知的財産の取扱方針の作成においては、研究成果の海外流出を防止する観点から適切に対応してください。

（３）研究成果に係る知的財産権の帰属

委託契約に基づく委託試験研究について、研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第１７条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約することを条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととしています。

※ 知的財産権とは、特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、外国におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に生研支援センターに報告すること。
- ② 生研支援センターが公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、生研支援センターに対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、生研支援センターの要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。

なお、コンソーシアムによる研究の場合は、必要に応じて、複数の構成員で知的財産権を共有し、その持ち分を定めることができます。詳細については、生研支援センターにお問い合わせください。

生研支援センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。

(4) 知的財産権の報告や申請

(3) ①及び④のほか、知的財産権の出願、登録、放棄を行なったとき、または知的財産権を実施したとき等には定められた期間内に生研支援センターに報告していただきます。また、知的財産権を海外で実施するとき、もしくは第三者に独占の通常実施権を付与しようとするとき、専用実施許諾や移転を行うときは、生研支援センターに事前に申請を行い、承認を受けていただきます。

(5) 知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者は、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果を研究成果報告書により、生研支援センターに報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の研究成果について、知的財産権に準じた取扱いをすることが必要です。

(6) 研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

① 研究1年目に研究成果の知的財産としての取扱い方針（又は知財戦略）について検討し、その結果について報告していただきます。

また、受託者は、(2)による知的財産の取扱い方針を基本としつつ、受託者が開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

② 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を生研支援センターから働きかける場合があります。

③ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。

④ 受託者である法人と、その従業員の間の知的財産権の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに

職務発明規程等を整備してください。

(7) 研究成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（コンソーシアムによる研究成果である場合は、コンソーシアム外の者）に提供する場合は、事前に生研支援センターと協議する必要があります。

(8) 農業者等が参画する場合の農業者等に関する情報の取扱い

本研究開発の研究成果等の公表等に当たり、農業者等の経営に関するデータを取扱う場合は、事前にコンソーシアム構成員間でその取扱いについて取決めを行っていただく必要があります。

また、農業者等からデータの提供を受ける際には、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」※を踏まえて対応いただく必要があります。

※ 農業 AI・データ契約ガイドラインについては、以下をご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

1 1 本事業の運営管理体制

本事業においては、研究代表者等と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

(1) 運営管理委員会

農林水産省農林水産技術会議事務局は、「食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクトのうち食料安全保障強化に資する新品種開発に係る運営管理委員会」設置要領（令和 5 年 1 月 16 日付け 4 農会第 611 号農林水産技術会議事務局長決定。以下、「運営管理委員会設置要領」という。）に基づき、応募課題の審査及び採択課題の評価に関する基準の承認、採択課題の決定、評価結果に基づく指導等の任務を担う運営管理委員会を設置します。

(2) 評議委員会

生研支援センターは、採択候補となる研究課題の選定、研究課題の評価等を行う機関として、外部専門家等で構成される評議委員会を設置します。

(3) 進行管理チーム

運営管理委員会は、運営管理委員会設置要領に基づき各研究課題の進捗管理や指導及び試験研究計画の見直し又は中止に係る助言等を行う進行管理チームを設置し、その責任者として、プロジェクトマネージャー（PD）を指名します。

また PD は、研究課題ごとに PD 補佐及びプロジェクトマネージャー（PM）を配置し、研究課題の日常的な研究進捗状況の把握を行うとともに、運営管理委員会の助言・指導及び評議委員会の評価等に基づき、研究代表者へ助言・指導を実施します。

12 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等

(1) 研究費の不正使用等への対応について

本事業で実施する研究活動には、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。）（参照1）が適用されます。

各研究機関においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

生研支援センターは、研究機関の研究費の適正な運営・管理体制の整備等の状況について、モニタリングを実施し、体制整備等の実施に不備がある場合は、管理条件の付与、間接経費の削減、配分の停止の措置を講じることがあります。措置の対象は、原則として研究機関全体とします。

このため、事業に参加する研究機関は、生研支援センターホームページ「研究活動の不正行為等への対応」

(https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/fusei_taiou/index.html) の「【重要】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン実施状況調査」に基づき、契約後、「ガイドラインの実施状況」を提出してください。

また、「ガイドライン実施状況」の提出になじまない機関（参照2）が、研究グループに参画する場合は、「共同研究機関」ではなく「普及・実用化支援機関」として応募してください。

なお、委託契約後に「ガイドラインの実施状況」の提出がない研究機関を含むコンソーシアムとは、次年度以降契約を行いません。

この他、研究費の不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）及び不正受給（偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給することをいう。）（以下「不正使用等」という。）に関する告発等を受け付ける窓口の設置、不正使用等に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究費の不正使用等に対し適切に対応していただく必要があります。

※ 研究費の適切な使用に向けた決意表明（別紙7）もご確認ください。

（参照1） 管理・監査ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/kanrikansanogaidorain.pdf>

（参照2） 「ガイドライン実施状況」が提出困難な機関や提出になじまない機関（提出対象外）とは以下の研究を実施しない機関をいう。

普及・実用化支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普及を担う普及組織や生産者（団体）、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

不正使用等を行った者等が所属する研究機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、本事業及び生研支援センターの他の事業並びに農林水産省その他の府省の競争的研究費等において、不正使用等を行ったと認定された研究者及びこれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反※した研究者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする生研支援センターの事業への応募・参加を制限する場合があります。

※ 善管注意義務に違反の例：原則、日常的に研究費の管理を行うことが可能であつて、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的研究費等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

不正使用等に係る 応募・参加制限の対象者	不正使用の程度		応募・参加 制限期間
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年
4. 農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者			当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 以下の場合、応募・参加の制限を課さず、厳重注意を通知するものとし、不正使用の概要は公表しない。

- ・ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者が所属する研究機関に対し、採択の取消、研究費の一部又は全部の返還等の措置を講じる場合があります。

本事業において不正使用等を行った場合、当該不正使用等の概要（措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正使用等の内容等）を公表するとともに、その情報を農林水産省に提供します。また、農林水産省から競争的研究費等を所管する他の府省へ当該情報を提供することにより、他の競争的研究費等においても応募・参加が制限される場合があります。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応します。

※ 「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」については、以下のリンクをご覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf

（３）虚偽の申請に対する対応

本事業にかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究計画に関する委託契約の一部又は全部を取り消し、研究費の一部又は全部の返還、損害賠償等を研究機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、（２）の不正使用等を行った場合と同様の措置を採ります。

（４）研究活動における不正行為への対応について

本事業で実施する研究活動には、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成 18 年 12 月 15 日付け 18 農会第 1147 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。）が適用されます。

各研究機関においては、不正行為ガイドラインに沿って、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、委託契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出していただく必要があります。研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません。

また、不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、不正行為に適切に対応していただく必要があります。

※ 不正行為ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf

(5) 不正行為が行われた場合の措置

不正行為に関与したと認定された者等が所属する研究機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、本事業及び生研支援センターの他の競争的研究費並びに農林水産省その他の府省の競争的研究費において不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする生研支援センターの事業への応募・参加を制限する場合があります。

不正行為に係る応募・参加制限の対象者		不正行為の程度	応募・参加制限期間
1. 不正行為に関与したと認定された者	(1) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な者		10年
	(2) 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者	① 当該論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	ア. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合 イ. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合
		② 上記以外の著者	2～3年
		(3) (1) 及び (2) を除く不正行為に関与したと認定された者	2～3年
	(3) (1) 及び (2) を除く不正行為に関与したと認定された者		2～3年

2. 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	ア. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	2～3年
	イ. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	1～2年
3. 農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者		当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

（６）指名停止を受けた場合の取扱い

応募受付期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

（７）不正使用等及び不正行為防止のための取組について

研究代表者は、応募に当たって生研支援センターのウェブサイトに掲載されている「事務担当者説明会動画（2022年度版）（※）」の「9 研究活動における不正行為防止のための対応」を必ずご覧のうえ、提案書別記様式8の「研究倫理に関する誓約書」を提出してください。

※ 事務担当者説明会動画（2022年度版）については、以下のリンクをご覧ください。
<https://www.youtube.com/watch?v=UFPRtxm9f5o>

〔問い合わせ受付窓口等〕

生研支援センターでは、研究費の不正使用等及び不正行為に関する問い合わせ受付窓口を設置しています。

（研究管理部 研究管理課 研究公正室）

電話:044-276-8487

FAX :044-276-9143

メール : kenkyuhusei@ml.affrc.go.jp

1 3 情報管理の適正化

(1) 本事業の実施体制

本事業の実施に当たって、以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に生研支援センターと協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること。
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- ③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

(2) 情報保全

本事業に係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（生研支援センターの業務に係る情報であって公になっていないもののうち、生研支援センター及び農林水産省以外の者への漏えいが生研支援センターの試験研究又は業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報という。以下同じ。）の取扱いに当たっては、別紙8「調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）」及び別紙9「調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項（以下「特約条項」という。）」に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく生研支援センターに通知するものとします。

- ① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、生研支援センターが保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制
- ② 生研支援センターの同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制
- ③ 生研支援センターが書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等（本基準第2項第14号に規定する「親会社等」をいう。）、兄弟会社（本基準第2項第15号に規定する「兄弟会社」をいう。）、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制

（３）応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本基準、公募要領及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- ② 応募者は、（１）及び（２）の事項を踏まえて、提案書別記様式３「情報管理実施体制」を記載してください。

また、本基準の項目５から１２については、コンソーシアム規約若しくは社内規則等に当該項目を規定して、契約締結後、速やかにその写しを提出する又は当該項目を遵守する旨を記載した誓約書を提出していただく必要があります。

なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、生研支援センターとの協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので、ご注意ください。

１４ 委託業務の実施に当たっての留意事項

（１）購入機器等の帰属及び管理

受託者が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託研究の実施期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研支援センターへの返還の要否をお知らせすることにしていきます。

また、購入した機器類等の物品については、本事業の購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明示してください。

委託契約に基づいて製作した試作品については、試作品本体や看板等への標示により、本事業によって製作した旨を明記してください。

なお、農研機構に所属する研究機関が研究グループに参画する場合、当該研究機関に係る研究予算については別途予算措置をする予定であることから、当該研究機関が購入した機器等の帰属に係る手続きは、本公募要領に記載する内容にはよらない手続きを行うことになります。

（２）委託試験研究実施の過程で発生した収入の取扱について

各研究機関等は、委託期間中の各年度に本委託事業の実施に伴い収入が生じた場合（試験研究成果による収益を除く）には、収入状況を当該事業年度末の翌日から起算して90日以内に生研支援センターに報告していただきます。

また、報告により、相当の収入を生じたと認められた場合には、原則として以下により、算出される金額を納付していただきます。

納付額＝収入額×委託費利用割合

※ 用語の意味

収入額 当該年度の委託事業の実施に伴って得られた金額のうち当初の委託費の算定に織り込んでいなかったものの合計

委託費利用割合 当該収入を得るために要した経費に占める委託費の割合

※納付額は、当該年度の委託費の確定額の範囲内とします。

（３）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出管理（※ 1）が行われています。外為法で規制されている貨物の輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※ 1）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうち一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と、②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（2022 年 5 月 1 日以降は特定類型（※ 2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

（※ 2）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※ 3）。このため、契約締結時までには、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

（※ 3）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等

遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

(参考) 安全保障貿易管理の詳細は、以下のガイダンス等をご覧ください。

- 安全保障貿易管理（全般）：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- Q&A：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）：
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル：
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデル CP も参照ください。
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

（４）動物実験等に関する対応

動物実験については、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年 6 月 1 日付け農林水産技術会議事務局長通知）（※）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

（※）http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html

（５）海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応

海外遺伝資源の取得又は利用を含む研究については、生物多様性条約、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）、遺伝資源提供国の法令及び我が国の国内措置（ABS指針）（※）等に基づき、適正に実施していただく必要があります。

（※）<http://abs.env.go.jp/consideration.html>

（６）ロボット技術・ICT 等の活用

農業機械の自動走行に関しては、令和 3 年 3 月 26 日付け 2 生産第 2418 号農林水産省生産局長通知「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」等を遵守してください。

○農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン

<https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/gizyutu/attach/pdf/210326-3.pdf>

（７）小型無人航空機（ドローン等）の活用

小型無人航空機（ドローン等）の利用に関しては、国土交通省「無人航空機（ドロー

ン・ラジコン機等)の飛行ルール」及び農林水産省消費・安全局「無人航空機(無人ヘリコプター等)による農薬等の空中散布に関する情報」に掲載の情報を確認し、遵守してください。

○無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

○無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html

(8) 農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて

データは多くの場合、データそれ自体ではなく、加工・分析等を行い、利用することで初めて価値が創出されます。他方、データは容易に複製することができ、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データにノウハウ等が含まれている場合、競合産地に流出してしまうという不安からデータの提供を躊躇することもありえます。

農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省。以下「農業AI・データ契約ガイドライン」という。)(※)を策定しています。本ガイドラインは、農業以外の産業向けの「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(令和元年12月 経済産業省)と法的整合を図りつつ、農業分野の特殊性を踏まえ、データ・成果物等の利用権限や管理方法等について契約のひな形や考え方等を示しています。

受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくこと(データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が農業AI・データ契約ガイドラインの内容に沿っていること)が必要であり、その内容は実績報告の対象となります。農業者等との合意に関するチェックリスト(別紙5)をご参照ください。

農業者等以外からデータを受領・保管する場合は準拠の必要はありませんが、農業AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分の他、農業者等による事前の承諾無く目的外利用や第三者提供しないこと等について取り決めることを検討して下さい。

(※) 農業AI・データ契約ガイドラインについては以下を参照。また、以下URL内に合意に係る契約のひな形も掲載されていますので適宜御活用ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

(9) データマネジメントに関する対応

「生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針」(以下「データ方針」という。)に従ってデータマネジメントを行っていただきます。(別紙6を参照)

代表機関は、データ方針に基づき、委託契約書の締結までに、管理対象データに係

るデータマネジメントプラン（以下「DMP」という。）を作成してください（受託者がコンソーシアムである場合は、コンソーシアムの構成員間でその取扱いについて合意した上でDMPを作成してください。）。契約締結後、当該DMPに従って、管理対象データの管理を行ってください。

なお、研究データの管理・利活用に関する取り組み状況については評価において考慮します。

応募者は、データ方針を踏まえて提案書別記様式6のデータマネジメントプランを記載してください。

また、研究データの管理・利活用の状況の以下の項目について、評価に関連する資料等（委託研究計画書、成果報告書等）への記載を依頼することがあります。

- ① DMPの管理対象データのメタデータの付与状況
- ② DMPに基づき管理対象データを適切に保存し、オープン・アンド・クローズド戦略に基づく公開・共有の状況
- ③ 研究データの管理・利活用の促進する独自の取組の実施状況

(10) 若手研究者の自発的な研究活動の支援

「統合イノベーション戦略 2019」（令和元年6月21日閣議決定）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づき、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）が策定されたことを踏まえ、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、本事業においてプロジェクトの実施のために雇用される民間企業を除く研究機関に所属する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能とします。研究代表者は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援していただきます。所属研究機関において、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合は、当該プロジェクト計画等に記載していただきます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」（令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター）の「II 契約事務関係」の「14. 若手研究者の自発的な研究活動」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(11) エフォート管理の統一

各資金配分機関から求められるエフォート管理に係る手続や提出書類が異なることで、研究者及び研究機関に事務負担が生じております。このため、統合イノベーション戦略 2019（令和元年6月21日閣議決定）においても、「資金配分機関ごとに異なるエフォートの管理の共通化を図る」ことが示されております。

このような状況を踏まえ、資金配分機関が所管する競争的研究費の各制度においてエフォートの申告、状況確認、報告に係る標準的な手続を設定するとともに、研究機関が保管・提出すべき書類を統一することにより、エフォート管理に関する手続の簡素化及

び合理化を実現し、エフォート管理の拡大を推進します。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「Ⅱ 契約事務関係」の「15. エフォート管理」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(12) 複数の研究費制度による共用設備の購入(合算使用)

競争的研究費の各制度における研究費の合算使用は、これまで一部の競争的研究費制度で可能とされていましたが、「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」(令和2年3月31日付け資金配分機関及び所管関係府省申合せ)により、各制度で実施する研究目的の達成と、更なる研究資金の効果的・効率的な活用の観点から、購入した設備の所有権が研究機関に帰属することを前提に、複数制度の研究費の合算により各制度の目的に則した共用設備を購入することを可能とする研究費制度が拡大されたところです。

本事業においても、研究機関(研究者)が資金配分機関における競争的研究費の複数制度で共同して利用する設備を購入する場合、複数制度の研究費の合算による購入を可能とします。

なお、合算による共用設備の購入が可能な研究機関種別については、大学等(国立大学法人、大学利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校)、国立研究開発法人、地方公共団体及び公益法人を対象とします。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「Ⅱ 契約事務関係」の「4. 委託費により取得した物品の取扱い」の「(9) 複数の研究費制度による共用設備の購入(合算使用)」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(13) 競争的研究費の直接経費から研究代表者等(P I)の人件費の支出

統合イノベーション戦略 2019(令和元年6月21日閣議決定)においては、競争的研究費の直接経費から研究代表者及び研究分担者(各研究機関における研究実施責任者)(以下「P I等」という。)本人の人件費の支出を可能にし、研究機関の裁量により、研究者支援に活用可能な経費を拡大することが提言され、研究機関において適切に執行される体制の構築を前提として、研究活動に従事するエフォートに応じ、P I等本人の希望により、直接経費から人件費を支出することを可能としました。これにより研究機関は、P I等の人件費として支出していた財源を、P I等自身の処遇改善や、研究に集中できる環境整備等によるP I等の研究パフォーマンス向上、多様かつ優秀な人材の確保等を通じた機関の研究力強化に資する取組に活用することができ、研究者及び研究機関双方の研究力の向上が期待されます。

その際、各研究機関におけるガバナンスの強化や、意欲ある若手をはじめ優秀な研究者を厚遇する人事給与マネジメントの改善等と一体的に実施されることで、一定の新陳代謝を維持しつつ優れた研究者が活躍できる好循環の実現により、研究成果の持続化・最大化が期待されます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「Ⅱ 契約事務関係」の「16. 競争的研究費の直接経費から研究代表者の人件費の支出について」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(14) 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)

優れた研究成果の創出に当たっては、研究者が研究に専念できる研究環境が不可欠であるが、研究者の研究に充てる時間割合は減少傾向であり、研究に従事できる時間の確保が急務です。

統合イノベーション戦略 2019(令和元年6月21日閣議決定)においては、我が国の研究力向上に向け、研究者の研究時間の確保のための制度改善を行うよう方向性が示されています。

このため、競争的研究費の直接経費の使途を拡大し、P I 本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務(講義等の教育活動等やそれに付随する事務等。なお、「研究」には、当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。)の代行に係る経費の支出を可能とする制度(「バイアウト制度」)を導入することとします。これにより、研究プロジェクトに専念できる時間の拡充が可能となり、当該研究プロジェクトの一層の進展が期待されます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「Ⅱ 契約事務関係」の「17. 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(15) 競争的研究費におけるR A経費等の適正な支出の促進について

生研支援センターでは、科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)における推進方策を踏まえ、博士課程(後期)学生をR A(リサーチアシスタント)として雇用し、その際の給与水準について、経済的支援を充実すべく、博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当程度と受給できることを推奨します。

研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にR A等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「Ⅱ 契約事務関係」の「18. 競争的研究費におけるR A経費等の適正な支出の促進について」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

15 その他の留意事項

(1) researchmap への業績情報の登録

researchmap (※) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad と連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、researchmap への登録をお願いします。

(※) <https://researchmap.jp/>

(2) 「国民との科学・技術対話」の推進

平成 22 年 6 月 19 日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」(※)に基づき、当面、1 件当たり年間 3 千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

なお、上記の基本的取組方針では「1 件当たり年間 3 千万円以上の公的研究費（競争的資金プロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等」を対象としていますが、本事業では広範な普及を目指していることから、研究費の多寡にかかわらず、アウトリーチ活動に積極的に取り組んでください。

(※) <https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(3) SBIR 制度

本事業は、SBIR 制度の「特定新技術補助金等」に指定されています。

この特定新技術補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度等を始めとした支援措置を受けることができます（それぞれの支援措置を利用する際には、別途審査等が必要になります。）。

詳細につきましては、下記 SBIR 特設サイトをご参照ください。

<https://sbir.smrj.go.jp/index.html>

(4) その他

以下の取組に配慮するものとします。

① 研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域）における取組 (https://www.maff.go.jp/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html)

② ワークライフバランスの推進

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

イ 次世代育成支援対策推進法

ウ 青少年の雇用の推進等に関する法律

16 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、以下において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。

○ 事業内容に関するお問い合わせ

農林水産省農林水産技術会議事務局研究統括官（生産技術）室

担当：戸川、山下 E-mail：hinshu_r4hosei@maff.go.jp

○ 公募全般に関するお問い合わせ

生研支援センター 事業推進部 イノベーション創出課 担当：高田、伊藤

E-mail：hinshu-brain@ml.affrc.go.jp

○ 契約事務について

生研支援センター 研究管理部 研究管理課 担当：上北、山口

E-mail：brain-jimu@ml.affrc.go.jp

○ 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為について

生研支援センター 研究管理部 研究管理課 研究公正室

E-mail: kenkyuhusei@ml.affrc.go.jp

※ お問い合わせは、原則、メールでのみ承ります。ご理解を賜りますようお願いいたします。

○ e-Rad について

e-Rad ヘルプデスク

TEL：0570-057-060

03-6631-0622（直通）

「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」ポータルサイトの「ヘルプデスクお問い合わせ」も御確認ください。（<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>）